

適用条項		特例対象資産	取得時期	適用期間	特例率	添付書類
条	項号					
法第349条	三 第2項	ガス事業用資産		最初の5年間	1/3	・ガス事業法による許可書の写など
				次の5年間	2/3	
	三 第5項	内航船舶(遊覧船等除く)		期限なし	1/2	・船舶原簿、船籍票及び登録票(動力船舶登録票)の写など
	三の四	能登半島地震により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして取得した償却資産	R6.1.1～R11.3.31	4年間	1/2	・り災証明書(写し)など
本法附則第15条	第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	※1/2	・特定施設設備(使用・変更)届出書の写など
	第2項第2号	ごみ処理施設			1/2	・一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写しなど
	第2項第3号	一般廃棄物の最終処分場			2/3	
	第2項第4号	産業廃棄物処理施設			1/3	・産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写しなど
	第2項第5号	下水道除害施設	R6.4.1～R8.3.31		※4/5	・特定施設設置届出書あるいは、除害施設設置届の写など
	第25項第1号イ	太陽光発電設備(1,000KW未満)	R6.4.1～R8.3.31	3年間	※1/2	・再生可能エネルギー事業者支援事業費助成金交付決定通知書の写 ・出力規模が確認できる資料(仕様書・見積書など)
	第25項第3号イ	太陽光発電設備(1,000KW以上)			※7/12	
	第25項第1項ロ	風力発電設備(20KW以上)			※1/2	・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写 ・電力事業者と締結している「特定契約書」の写など
	第25項第3号ロ	風力発電設備(20KW未満)			※7/12	
	第25項第4号イ	水力発電設備(5,000KW未満)			※1/3	
	第25項第3号ハ	水力発電設備(5,000KW以上)			※7/12	
	第25項第1号ハ	地熱発電設備(1,000KW未満)			※1/2	
	第25項第4号ロ	地熱発電設備(1,000KW以上)			※1/3	
	第25項第1号ニ	バイオマス発電設備(10,000KW以上20,000KW未満)			※1/2	
	第25項第2号	バイオマス発電設備(10,000KW以上20,000KW未満)上記のうち一般木質・農作物残さ区分に該当するもの			※11/14	
	第25項第4号ハ	バイオマス発電設備(10,000KW未満)			※1/3	
	第43項				R7.4.1～R9.3.31	3年間
			5年間	1/4		
旧法附則第15条	第44項	先端設備導入計画の認定を受けた先端設備	R6.4.1～R7.3.31	4年間	1/3	
			R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2	上記から、賃上げ方針を表明したことを証する書類を除いた書類

(注)「法」…地方税法

(注)「法」…地方税法

※ 地方決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)により、富山市市税条例にて特例率を定めております。

上記取得時期以外に取得された資産については、従前の旧地方税法に基づいて特例が適用されます。

※ 2 賃上げ方針について、3%以上の賃上げ表明をしたことが認定されている場合、1/4の特例が適用されます。

賃上げ方針が1.5%以上3%未満の場合、その取得時期に応じて特例の率が異なります。